

新旧対照表

別紙 21

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
第 1 章 入出港関係	第 1 章 入出港関係
第 1 節 入港手続  (外国貿易機又は特殊航空機に係る予約者等に関する事項の報告) 1－6 外国貿易機又は特殊航空機であって旅客が搭乗するもの（法第15条第13項に規定する航空運送事業者が運航するものに限る。）の運航者又は共同運送者（以下この項及び次項において「運航者等」という。）が、システムを使用して同条第14項前段又は法第15条の3第5項前段、第20条第4項前段若しくは <u>第20条の2第6項前段</u> の報告をする場合は、運航者等に対し、「旅客予約記録情報報告」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。	第 1 節 入港手続  (外国貿易機又は特殊航空機に係る予約者等に関する事項の報告) 1－6 外国貿易機又は特殊航空機であって旅客が搭乗するもの（法第15条第13項に規定する航空運送事業者が運航するものに限る。）の運航者又は共同運送者（以下この項及び次項において「運航者等」という。）が、システムを使用して同条第14項前段又は法第15条の3第5項前段、第20条第4項前段若しくは <u>第20条の2第5項前段</u> の報告をする場合は、運航者等に対し、「旅客予約記録情報報告」業務を利用して必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。
第 4 節 出港手続  (出港届の提出) 4－1 船長又は機長が、システムを使用して出港届を提出し、出港の許可を受けようとする場合 <u>（外国貿易船又は外国貿易機に限る。）</u> の取り扱いは、次による。 (1) 外国貿易船又は特殊船舶の場合 船長に対し、「出港届等」業務又は「出港届B」業務を利用して船舶の名称、国籍、純トン数、仕向地、出港の日時等の必要事項をシステム	第 4 節 出港手続  (出港届の提出) 4－1 船長又は機長が、システムを使用して <u>外国貿易船の</u> 出港届を提出し、出港の許可を受けようとする場合の取り扱いは、次による。 (1) 外国貿易船又は特殊船舶の場合 船長に対し、「出港届等」業務又は「出港届B」業務を利用して船舶の名称、国籍、純トン数、仕向地、出港の日時等の必要事項をシステム

## 新旧対照表

別紙 21

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
に入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。	に入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。 <u>なお、船長から特に特殊船舶の出港許可書の交付の申し出があった場合は、上記外国貿易船の出港手続に準じ、システムにより処理することとする。</u>
(2) 外国貿易機又は特殊航空機の場合 機長に対し、「出港届」業務を利用して航空機の登録記号、国籍、仕向地、出港の日時等の必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。	(2) 外国貿易機又は特殊航空機の場合 機長に対し、「出港届」業務を利用して航空機の登録記号、国籍、仕向地、出港の日時等の必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。 <u>なお、機長から特に特殊航空機の出港許可書の交付の申し出があった場合は、上記外国貿易機の出港届に準じ、システムにより処理することとする。</u>
(別表) 汎用申請対象手続一覧	(別表) 汎用申請対象手続一覧
<b>【監視関係】</b>	
手続名称	根拠法令等
(省略)	(省略)
不開港入港届出（特殊航空機）	(省略)
<u>不開港入港前報告（旅客に関する事項）（特殊船舶）</u>	<u>関法第 20 条の 2 第 1 項及び第 2 項</u> <u>関令第 18 条の 2 第 4 項</u> <u>関基 20 の 2-1（関基 15 の 3-1）</u>
手続名称	根拠法令等
(同左)	(同左)
不開港入港届出（特殊航空機）	(同左)

新旧対照表

別紙 21

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<u>不開港入港前報告（乗組員に関する事項）（特殊船舶）</u>	<p><u>を準用）</u></p> <p><u>関法第 20 条の 2 第 1 項及び第 2 項</u>  <u>関令第 18 条の 2 第 4 項</u>  <u>関基 20 の 2－1（関基 15 の 3－1 を準用）</u></p>
<u>不開港出港届出（特殊船舶）</u>	<p><u>関法第 20 条の 2 第 4 項前段</u>  <u>関令第 18 条の 2 第 8 項</u>  <u>関基 20 の 2－1（関基 17－5 を準用）</u></p>
<u>不開港出港届出（特殊航空機）</u>	<p><u>関法第 20 条の 2 第 4 項前段</u>  <u>関令第 18 条の 2 第 9 項</u>  <u>関基 20 の 2－1（関基 17－5 を準用）</u></p>
<u>不開港出港時旅客情報提出（特殊船舶）</u>	<p><u>関法第 20 条の 2 第 4 項後段</u>  <u>関令第 18 条の 2 第 8 項</u>  <u>関基 20 の 2－1（関基 17－5 を準用）</u></p>
<u>不開港出港時乗組員情報提出（特殊船舶）</u>	<p><u>関法第 20 条の 2 第 4 項後段</u>  <u>関令第 18 条の 2 第 8 項</u>  <u>関基 20 の 2－1（関基 17－5 を準用）</u></p>
<u>税関空港出港時旅客予約記録情</u>	<u>関法第 17 条第 4 項</u>

## 新旧対照表

別紙 21

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財閥第 142 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後		改 正 前	
<u>報報告（外国貿易機）</u>	<u>関令第 16 条第 4 項</u>		
<u>税関空港出港時旅客予約記録情</u>	<u>関法第 17 条の 2 第 3 項</u>		
<u>報報告（特殊航空機）</u>	<u>関令第 16 条の 2 第 2 項</u>		
<u>不開港出港時旅客予約記録情報</u>	<u>関法第 20 条第 4 項</u>		
<u>報告（外国貿易機）</u>	<u>関令第 18 条第 3 項</u>		
<u>不開港出港時旅客予約記録情報</u>	<u>関法第 20 条の 2 第 6 項</u>		
<u>報告（特殊航空機）</u>	<u>関令第 18 条の 2 第 10 項</u>		
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)